

### 3 新体系サービスへの移行等について

#### (1) 新体系サービスの理念

障害者が地域で安心して暮らすためには、施設中心のこれまでのサービスから、地域生活中心の新たなサービス体系へと変えていく必要がある。このため、障害者自立支援法に基づく新たなサービス体系（新体系サービス）は、24時間を同じ施設の中で過ごすのではなく、日中の活動の支援と居住の支援を組み合わせるよう「昼夜分離」を進め、障害者が自分の希望に応じて、複数のサービスを組み合わせる利用することを可能とし、地域生活への移行を進めることを目指している。（関連資料3（48, 49頁））

障害者が自ら選択する地域生活へ移行すること、移行後も安心して地域で暮らすことができるよう支援することは「障がい者制度改革推進会議」の中でも最重要な課題として提言され、閣議決定（「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成22年6月29日））されたところである。

障害者が、一日中施設の中で生活するのではなく、昼夜の生活の場の分離等を図り、自ら選んでサービスを組み合わせる地域において生活できるようにする新体系の理念と方向性は、このような閣議決定等の方向に沿うものであり、厚生労働省としては、引き続き新体系移行を進める方針である。（関連資料3（50頁））

#### (2) 新体系サービスへの移行状況

新体系サービスへの移行率については、各都道府県別に見るとばらつきがあるが、平成22年10月1日現在、全国平均では56.5%となっており、平成21年同月に比べ11.1ポイントの増加となっている。（関連資料3（51, 52頁））

施設種別の移行率を見ると、平成22年10月1日現在、身体障害福祉分野については、前年同月に比べ14.2ポイント増加し64.8%となり、精神障害福祉分野については、精神障害者生活訓練施設の移行率が平均値の半分以下であるものの、全体としては前年同月に比べ9.6ポイント増加し60.4%となっている。また、知的障害福祉分野については、知的障害者通勤寮が32.5%、知的障害者入所授産施設が36.1%と平均値を20ポイント余り下回っているが、全体としては前年同月に比べ10.5ポイント増加し53.0%となったところである。（関連資料3（53頁））

一方、昨年、各都道府県のご協力の下、旧体系の施設に対し、新体系サービスへの移行予定についてアンケート調査を行ったところであるが、これによると、回答のあった旧体系施設2,262か所の約74%に当たる1,663か所が具体的な移行時期を決めているという結果だった。（平成22年4月1日時点）（関連資料3（54, 55頁））

(参考) 移行時期を決めている旧体系施設の割合 (主な施設種別)

具体的な移行時期を決めている施設の割合 (該当施設数/回答総数)

・精神障害者生活訓練施設	53.9% (69施設/128施設)
・精神障害者通所授産施設	63.0% (51施設/81施設)
・知的障害者小規模通所授産施設	65.6% (21施設/32施設)
・知的障害者通勤寮	69.6% (39施設/56施設)
・知的障害者通所授産施設	70.9% (423施設/597施設)
・身体障害者通所授産施設	71.1% (81施設/114施設)
・身体障害者療護施設	76.4% (126施設/165施設)
・知的障害者入所更生施設	79.0% (470施設/595施設)

新体系サービスへの移行状況等調査については、これまで半年に一度実施しているところであり、各都道府県には、管内市区町村への移行状況等の照会、結果の取りまとめ等のご協力を頂いているところである。

引き続き平成23年4月1日時点においても同調査を行うこととしているが、これと併せて、旧体系施設の移行予定時期や、移行していない理由等を把握するためのアンケート調査を実施することとしているので、ご協力をお願いします。

### (3) 新体系サービスへの移行支援策

平成23年度末の経過措置期間を経過した旧体系事業所は、障害者自立支援法における法的な位置付けを失うこととなるため、万一新体系への移行がなされない場合には介護給付費又は訓練等給付費(報酬)の支払や運営費補助を行うことが困難となる。

そこで、新体系サービスへの移行を円滑に進めるため、これまで、都道府県に設置した障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金等において、いわゆる従前額保障や新体系サービスへ移行する場合に必要な施設改修や設備整備に対する財政支援等の措置を講じてきたところである。(関連資料3(56頁))

#### ① 報酬による支援

平成21年4月の報酬改定において、全体でプラス5.1%の改定を行い、新体系サービスにつき、手厚いサービスを提供した際などに、「重度障害者支援加算」、「医療連携体制加算」、「土日等日中支援加算」等のきめ細かな加算を設けるなど、報酬の充実を図ったところである。

これにより、旧体系施設と比べ新体系サービス事業所の方が、収支差率(事業支出に対する報酬等事業収入と事業支出の差額の割合)の高い位置に分布する傾向にあるとともに、従前額保障が適用される新体系サービス事業所の割合は報酬改定前後(平成21年3月→同年4月)で4.5ポイント減少している。(関連資料3(57頁))

また、報酬改定において、知的障害者通勤寮及び精神障害者生活訓練施設の移行先の一つとして想定している宿泊型自立訓練について、日常生活の支援や地域移行の情報提供等を強化した場合を評価する各種加算を創設するとともに、標準利用期間を1年から2年への延長、さらには宿泊型自立訓練と同一敷地内での日中活動サービスの利用を可能とするなどの改善を図ったところである。

## ② 基金等による支援

障害者の地域生活を支援するため、施設サービスの昼夜分離や就労支援等の新体系サービスへの移行に必要な施設改修や設備の充実を推進するため、平成22年度補正予算において障害者自立支援対策臨時特例基金に39億円の積み増しを行い、併せて、基金の区分間流用ができるように執行の弾力化を図ったところである。

また、平成23年度予算案においては、グループホーム・ケアホーム等の整備に必要な経費を計上したところである。（詳細については、本体資料4①（21頁）を参照）

平成23年度は、旧体系施設の新たな新体系サービスへの移行経過措置期間の最終年度であり、各都道府県におかれては、管内旧体系施設の移行予定を把握するとともに、新体系移行支援策の全体像をまとめた「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等事業所への移行促進について」（平成22年7月30日事務連絡）等を参考の上、基金による支援策を最大限活用することにより、平成23年度末までに全ての旧体系施設が新たな新体系サービスに移行するよう、事業者の個々の状況に応じたきめ細かな指導・助言をお願いする。

施設入所者の地域生活への移行を進めるためには、入所施設の機能が、単に入所機能だけに止まるのではなく、相談支援事業の実施、通所・訪問サービスの提供、グループホーム・ケアホームの整備、福祉人材の育成などの機能を地域に開かれた形で併せ持つことが重要である。旧体系の入所施設が新たな新体系サービスに移行することにより、入所施設が地域社会のニーズに対応し、地域社会に開かれた形で事業展開されていくことが望ましいので、併せて配慮をお願いする。

また、新たな新体系サービスに移行する以前からその施設に入所している方については、新たな新体系サービス移行後においても引き続き入所を可能としており、新たな新体系への移行により、利用者が施設から出て行かなければならないということはないので留意願いたい。（詳細は前出「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等事業所への移行促進について」（平成22年7月30日事務連絡）を参照されたい。）

なお、新たな新体系サービスへの移行が進んでいる岩手県及び神奈川県での移行促進についての取組がHPにおいて公表されているところであるので参考にされたい。

(参考)

- ・ 岩手県障がい保健福祉課  
<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=401&of=1&ik=3&pnp=60&pnp=349&pnp=401&cd=24872>
- ・ 新サービス体系移行等総合推進事業 (かながわ福祉サービス振興会)  
<http://www.kanafuku.jp/special/>
- ・ 障害福祉情報サービスかながわ  
<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>

併せて、旧体系施設が新体系サービスへ移行するに当たり、新体系移行の実務をどのように進めていくかについて、幾つかの都道府県の実例を参考にし、スケジュール例をまとめたので参考にされたい。(関連資料3 (58, 59, 60頁))

#### (4) 新体系サービスへの移行に係る指定事務

現在、旧体系施設にあっては、障害者自立支援法附則第20条の規定に基づき、障害者支援施設の指定があったものとみなされているところであるが、この「みなし指定」の有効期間については平成24年3月末までであることから、当該旧体系施設は、それまでに新体系サービスに移行し、都道府県知事から新たに指定を受けることが必要となる。

新体系に移行する旧体系施設については、移行日の3か月前までに障害者自立支援法第47条に基づく指定の辞退届を、また、移行日の1か月前までに社会福祉法第64条に基づく廃止届を、所在地を所管する都道府県知事に提出しなければならない。

この指定手続きに伴う留意事項は、以下のとおりであるので、ご了知の上、市区町村及び管内事業者への周知を図り指定手続きに遺漏なきようお願いする。

##### ① 利用者に対する説明

障害福祉サービス事業者等は、利用者又は家族の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は家族の立場に立ったサービスの提供に努めなければならないとされている(人員、設備及び運営に関する基準第3条第2項)。

このため、旧体系施設の設置者は新体系サービスへの移行に際し、利用者や家族に対して丁寧な説明を行うとともに、相談窓口の開設や個別面談の実施等、新体系移行に伴う利用者や家族の不安解消に努めることが重要である。各都道府県におかれては、必要に応じ、旧体系施設の設置者が実施する利用者や家族に対する説明会等に職員を派遣する等の対応についても検討されるようお願いする。

## ② 障害程度区分の認定との関係

新体系サービスへの移行に際し、介護給付費等の支給決定を行うためには、障害程度区分の認定が必要となる。障害程度区分の認定については、認定調査、医師意見書の提出、市町村審査会による審査及び判定などの手続きを要するため、旧体系施設の設置者は、利用者や家族に対し、新体系サービスへの移行について十分に時間的余裕をもって説明し、障害程度区分の認定手続きの申請について同意してもらう必要がある。

## ③ サービス管理責任者

指定障害福祉サービス事業所及び指定障害者支援施設においては、サービス管理責任者の配置が必要である（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所及び重度障害者等包括支援を除く）。

このため、各都道府県においては、旧体系施設の事業者に対し、

- ・ サービス管理責任者研修の受講漏れがないよう研修開催時期の周知を図ること
- ・ 地域生活支援事業における補助事業を活用し、サービス管理責任者研修の開催回数を増やすこと
- ・ サービス管理責任者の要件のうち実務経験の年数を緩和する「サービス管理責任者資格要件弾力化事業」の活用を検討すること（詳細については、本体資料6（2）（24頁）を参照）

等により、サービス管理責任者の資格要件を備える職員が確保されるよう支援し、円滑に新体系サービスへ移行できるようご配慮願いたい（本体資料12（2）②の「サービス管理責任者に対する研修について」（47頁）も参照されたい）。

## ④ 障害福祉計画におけるサービス見込量と事業者指定の関係について

都道府県知事は、事業者から指定障害福祉サービス事業又は障害者支援施設の指定申請があった場合、都道府県障害福祉計画において定めるサービス見込み量又は必要入所定員総数に達しているか、又はこれを超える見込みであるとき、その他障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、障害福祉サービス基盤の整備を計画的に実施するため、当該指定をしないことができることとされている（障害者自立支援法第36条第4項及び第38条第2項）。

この、規定については、

- ・ 現在の利用者が円滑に新体系サービスを利用できるよう、旧体系施設事業者の移行計画書に基づく移行については、計画の数値を上回る場合でも、指定することができる
- ・ 新規事業者については、計画の見込量を超過する場合には、指定を行わないことができる

としているところである。（平成18年5月11日全国障害福祉計画担当者会議